

## 静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱（案）

## （趣旨）

第1条 静岡市は、性の多様性に関する理解が深まり、性のあり方に関わらず市民一人ひとりの多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓制度を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した二人の関係をいう。
- (2) 宣誓 当事者が市長に対し、当該二人の関係がパートナーシップであることを届け出ることを言う。この場合において、当該パートナーの一方又は双方に、生計を同一とする子があり、かつ、当該子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載するときは、当該パートナーが当該子に対して生活を共にしている又は共にすることを約することを含むものとする。

## （宣誓の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 双方が民法第734条から第736条に規定する関係にないこと。
- (3) 双方若しくは一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定により本市を転出先として届け出ていることをいう。）していること。
- (4) 双方が婚姻（事実婚も含む。）しておらず、かつ、他にパートナーシップを形成している者がいないこと（同性婚が認められている国において、共に宣誓をしようとする者と婚姻している場合は除く）。
- (5) 次条に規定する宣誓書に記載する子は、当該者がパートナーの一方又は双方と生計を同一とする原則として未成年の子であること。

## （宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者及び宣誓書に記載する満15歳以上の子は、市職員の面前において自書したパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（市内への転入を予定している者にあつては転出証明書の写し）
- (2) 戸籍抄本（外国籍である者にあつては、外国の官憲（在日日本大使館等）が発行する婚

### 第3回静岡市男女共同参画審議会

姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文。当該書類の提出が困難な場合にはその理由及び婚姻要件を具備する旨を記載した申述書)

(3) 次条の規定により通称名を使用しようとする者にあつては、通称名を証するもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 宣誓書は、宣誓をしようとする者が自署することができないと市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、双方及び市職員の立ち合いの下で、これを代筆させることができる。

3 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めることができる。

(1) 運転免許証

(2) 個人番号カード

(3) 旅券の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

第5条 宣誓しようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書に通称名を記載することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓書の提出があり、当該宣誓書が第3条各号の規定に該当すると認めるときは、速やかにパートナーシップ宣誓書受領証(様式2号)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号)(以下これらを「宣誓書受領証等」という。)を交付するものとする。ただし、宣誓書の提出をした際に、当該宣誓者が転入予定者である場合は、当該予定者が市内に転入後、それを証する住民票の写し及び第4条第1項第1号各号に規定する本人を確認することができる書類を市長に提出したときに宣誓書受領証等を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、紛失し、棄損し、又は汚したときには、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 第4条第1項第1号各号に規定する本人を確認することができる書類

(2) 宣誓書受領証等(紛失の場合を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(宣誓書受領証等の変更)

第8条 受領者は、宣誓書受領証等の内容に変更があったときは、パートナーシップ宣誓書受

### 第3回静岡市男女共同参画審議会

領証等変更届出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号各号に規定する本人を確認することができる書類
- (2) 変更を証する書類
- (3) 宣誓書受領証等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
(宣誓書受領書等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(様式第6号。以下「返還届出書」という。)に次項に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 受領者の一方が死亡したとき。
- (2) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。
- (3) 双方が市外に転出したとき。
- (4) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき、又は該当していないことが判明したとき。

2 前項に掲げる返還届出書に添付する書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 宣誓書受領証等
- (2) 第4条第1項第1号各号に規定する本人を確認することができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
(氏名の削除)

第10条 宣誓書に氏名を記載された者(以下「記載された者」という。)は、満15歳に達した日以後に、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等証明書に関する申立書(様式第7号。以下「申立書」という。)に次項に掲げる書類を提出することにより、当該記載された者に係る第6条に規定する宣誓書受領証等証明書から氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 前項に掲げる申立書に添付する書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 宣誓書受領証等
- (2) 第4条第1項第1号各号に規定する本人を確認することができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された者の氏名を削除した宣誓書受領証等証明書を送付することができる。

(周知及び啓発)

第11条 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

### 第3回静岡市男女共同参画審議会

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

パートナーシップ宣誓書受領カード（案）

<b>パートナーシップ宣誓書受領カード</b>	
静岡市静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップ宣誓書を受領しました。	
宣誓日	【第 号】
宣誓者	
[本人]	[パートナー]
_____	_____
年 月 日 生	年 月 日 生
_____	静岡市長 氏 名 
年 月 日	

（表）

<b>宣誓書受領カードを提示された方へ</b>	
このカードは、法律上の効果は生じるものではありませんが、パートナーシップにある二人が互いのパートナーであることを宣誓し、その宣誓書を静岡市が受領したことを証明するものです。	
このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
	発行：静岡市 局 課
特記事項	
未成年者氏名	未成年者氏名
_____	_____
緊急連絡先（自由記載）	
_____	

（裏）

- 注1 大きさは、縦5.4センチメートル・横8.6センチメートルとする。  
2 背景には、適宜意匠を加えるものとする。